

高齢者の権利擁護に関する一考察

吉 田 修 大

北翔大学『人間福祉研究』 第17号 2014年

高齢者の権利擁護に関する一考察

吉田 修 大*

1. はじめに

高齢者の権利をいかに擁護することができるのか。今日、我が国の高齢社会の現状において、重要な課題の一つである。2000年に施行した介護保険法、社会福祉法、成年後見制度、2006年の高齢者虐待防止法の施行など、高齢者の権利擁護の問題は高齢社会を迎えて極めて深刻化していくことが予測される。特に高齢者福祉施設における高齢者の権利擁護への取り組みは、支援内容の透明性の確保と権利擁護システムの構築が不可欠である。本稿では、入所型の高齢者福祉施設に焦点をあて、高齢者福祉施設で生活している高齢者の権利擁護の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 高齢者の権利擁護に関する法制度

(1) 介護保険法

2000年に施行された介護保険法では、高齢者の尊厳の保持、有する能力に応じた自立した生活を営むことが目的とされている。特に高齢になっても住み慣れた地域で生活を継続できるような支援が求められている。しかしながら、制度がスタートした当初は施設入所への希望が多く、本来的に求められている介

護保険の理念や目的に沿った支援とかけ離れてしまっていた。また、介護保険法では新たに身体拘束の禁止、苦情解決の仕組みなどを制度化した。

2006年の介護保険法の改正によって、市町村が実施する地域支援事業が創設された。地域支援事業を担うために、市町村を設置主体とする地域包括支援センターが創設されることとなった。介護保険法において高齢者への権利擁護は、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」として市町村に対して実施が義務付けられた。この制度改正によって市町村の責務を明確化した点については、一定の評価をすることができる。包括的支援事業のひとつである権利擁護業務は、地域で生活している高齢者への虐待の防止、早期発見、その他高齢者の権利を擁護するための援助を行っている。しかし、介護老人福祉施設等の高齢者福祉施設で生活する高齢者虐待防止や権利擁護のための施策は、介護保険法成立以降、10年以上経過した今日においても大きく変化していない。

(2) 社会福祉法

2000年に施行した社会福祉法は、第1条の

*人間福祉学部地域福祉学科

キーワード：高齢者、権利擁護

目的では福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を明記した。さらに、第3条の基本理念では、「福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」と定められている。また、第82条では社会福祉事業の経営者による苦情解決として、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」とされている。福祉サービス事業者は苦情受付窓口を設置し、苦情受付担当者（生活相談員等）、苦情受付責任者（施設長、理事等）で対応することとなった。当時、厚生省は「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」を通知し、具体的に苦情解決の仕組みとして第三者委員の設置を提示している。この通知における第三者委員にはオンブズマン等も想定されており、経営者の責任において選任され、苦情申出人と苦情解決責任者との間で苦情解決にあたっての社会性や客観性を担保し、利用者の立場や特性に応じた適切な対応が求められている。

さらに、同法第83条に基づき、都道府県社会福祉協議会に学識経験者等で構成される運営適正化委員会が設置されている。運営適正化委員会には必要があれば都道府県社会福祉協議会に対して助言または勧告することができる。また、利用者から苦情解決の申出があった場合には、その相談に応じ、必要な助言を行い、当該苦情にかかわる事情を調査し、申立人と事業者の同意を得て、苦情解決の斡旋を行う。さらに、調査の結果、当該苦情に係

る福祉サービス利用者の処遇につき不当な行為が行われている恐れがあると認められるときは、都道府県知事に速やかに通知することとされている。

(3) 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を、本人とともに本人の支援者である成年後見人等が行うことによって、本人の意思や自己決定を尊重しつつ本人を保護するための法律上の制度である。成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度に大別される。法定後見制度は、後見・補佐・補助の3つの類型によって構成されている。また、民法第7条で成年後見の対象者（成年後見被後見人）は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある人」としている。

また、成年後見制度を利用するためには、家族等の一定の請求権者から家庭裁判所への後見開始の審判の申立、家庭裁判所による実質的要件の具備に関する審査を経ることとなる。家庭裁判所は本人が精神上の障害により判断能力を欠く常況にあると認め、貢献開始の審判をすることによって利用することが可能となる。家庭裁判所における後見開始の審判は、判断能力を欠く常況にある本人の行為能力を制限するとともに、特定の適任者を成年後見人に選任することとなる。

法定後見の開始の審判、申立には、印紙代、医師の診断書、鑑定費用などが必要となる。申立費用は、原則として本人の財産から支出することができず、申立人が負担しなければならない。また、後見人は弁護士、司法書士、社会福祉士であるため、申立後も本人が支援

を受けるためには費用を要する。

(4) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、社会福祉法に規定されている事業である。法律上、日常生活自立支援事業は第二種社会福祉事業に位置づけられ、福祉サービス利用援助事業に該当する。日常生活自立支援事業の目的は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分である者に対して、福祉サービス利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することである。また、社会福祉法第81条では都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村社会福祉協議会と協力して行うこととされている。

日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会には、相談、支援計画の策定、利用契約の締結を担う専門員と、支援計画に基づき具体的支援を行う生活支援員が配置されている。なお、専門員は選任の常勤職員であり、原則として高齢者や障害者等への支援経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等が担当することとなっている。日常生活支援事業の対象者は、判断能力が不十分であることと同時に利用契約を締結する能力を有することとされている。

成年後見制度では医師の診断書や鑑定を必要とするのに対し、日常生活支援事業では「契約締結判定ガイドライン」に基づき利用の可否について判定する。このガイドラインだけで利用の可否について判断することができない場合は、医療、福祉、法律の専門家から構成される契約締結審査会において判断することとされている。

(5) 高齢者虐待防止法

2006年に施行された高齢者虐待防止法第1条では、「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする」と定められている。

高齢者虐待防止法において高齢者虐待は、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者以外の者である擁護者による高齢者虐待と養介護施設または養介護事業の業務に従事する職員による養介護施設従事者等による高齢者虐待に分類している。しかし、高齢者の虐待や孤独死は増加傾向にあり、高齢者の権利が擁護されているとは言えない。また、介護等人福祉施設の不足等により、劣悪な環境と知りつつも有料老人ホームやグループホームなどへ入所せざるを得ない状況になっている。

3. 高齢者福祉施設における権利擁護

我が国の高齢者の権利擁護に関する法制度の概要を概観した。しかしながら、高齢者福祉施設に入所している高齢者への権利擁護は、地域で生活している高齢者よりも希薄な内容にとどまっているように思われる。本節では高齢者福祉施設に入所している高齢者を中心

とした先行研究の整理、権利擁護の現状と課題を整理したい。

(1) 先行研究レビュー

高齢者福祉施設の支援者の現状と課題について概観したい。李¹は社会福祉施設における高齢者虐待の構造と介護職員の配置基準に焦点を当て、「職員配置のあり方が、施設職員と高齢者の援助関係・介護関係を日常生活の中でなじみのない関係であって、そのような非人格的な相互作用過程において、それぞれが持つ人権感覚が希薄化されていくところから虐待という問題状況が作りだされてくるといえよう」と指摘している。また、伊藤²は介護保険施設における身体拘束について、「従来、いわゆる『抑制』という名で行われていた施設内での不必要な身体拘束を禁止するもので、評価できる規定といえるが、『緊急やむをえない場合』や『入所者の行動を制限する行為』の解釈には幅があるうえ、介護事故の危険性や施設職員の人員配置の問題など、大きな課題が残されている」と述べている。

次に、高齢者福祉施設における権利擁護システムについて概観したい。福田³は自らの第三者サービス点検評価委員（オンブズマン）の活動を踏まえ、「特に、オンブズマン等の第三者評価としての位置づけを強化するとともに、それらの権限の強化、指摘された課題に対するサービス提供側の対応の明確化等が求められる」と論じている。さらに福田⁴は高齢者の住居の決定に関して、「現実的に整備の遅れている老人福祉施設への入所には、生活に場と言っても本人の選択は全くと言っていいほど認められておらず、欠員のある施

設への入所を余儀なくされているのが現状である。福祉サービスの提供が、長年生活してきた家族や友人との関係をはじめ、地域社会との交流を断絶しなければならない犠牲の上に成り立っていると言っても過言ではない」と指摘している。また、菱沼⁵は筆者自身のオンブズマンの活動実績を踏まえ、オンブズマン活動の課題として「苦情解決制度は、権利意識の高い利用者のみが活用しうる仕組みであり、職員と利用者は対等な関係と言われながらも援助者と被援助者の境界を感じる者にとっては、十分な権利擁護を果たすものではない」と述べている。さらに、菱沼⁶は「苦情受付担当者を施設内で決めることについては多くの検討と配慮が必要であり、施設職員に言いづらいからこそ第三者が関わる必要性があり、仕組みとしては、何でも最初は施設内の苦情受付担当者が相談を受けるというのではなく、第三者委員が直接受けることを積極的に進める必要がある」と指摘している。しかし、井上⁷は権利擁護の仕組みのひとつであるオンブズマン活動の課題として、「申し出主義の採用と事業者選任の第三者委員が制度化されてしまった。このような苦情解決制度とは、新たなパートナーリズムを生み出し、利用者の真の願いから遠ざける危険性すら内包していると言えよう」と指摘している。

最後に我が国の権利擁護の課題について概観したい。八巻⁸は、「社会福祉法制定以降、第三者評価機関による外部評価や、権利擁護に基づく利用当事者を主軸とした福祉支援サービスが展開されてきている一方で、今なおこうした露骨なまでの権利侵害現象が数多く生気している。問題の根源は、何よりもわが国

には権利擁護に基づく、国家としての明確なる差別禁止法や人権法が存在しないことによる」と指摘している。また、そもそも「権利擁護とは何か」という問いに対し大野⁹⁾は、「『権利擁護』とは、(社会福祉の利用者の側ではなく、敢えていえば)社会福祉従事者の側の、しかも、『倫理』の問題だったのか。そして、何は措いても、この『倫理』に適っている(あるいは、反していない)という、そのこと自体が強い動機付けであり、かつ、目標になっていたのか」と述べている。さらに大野¹⁰⁾は、「権利擁護は、権利を守るという倫理を事業の中に組み入れたものであるといい、制度化しなければ具現化できない状況があるという、仮にもせよ、それで満足してられるなら、そのことこそが大いなる疑問を呼び起こすであろう」と指摘している。

(2) 法制度による権利擁護システム

高齢者福祉施設に入所している高齢者は単に介護を必要としているだけではなく、経済的に困窮している場合も多い。また、身寄りがなく、家族等によるインフォーマルな支援を受けることができない高齢者もいる。また、最も身近で頼れる存在である家族は、支援を必要としている高齢者の各種代行を担うこととなる。高齢者自身が自己決定をして利用したい福祉サービスや事業者を決定するというよりも、家族の意向を優先させた福祉サービスや事業者の決定を行っている場合も少なくない。したがって、家族等によるインフォーマルな支援は、高齢者の自己決定を侵害する可能性があると言える。

本来的に成年後見制度は、判断能力が低下した高齢者への権利擁護制度である。しかし

ながら、高齢者福祉施設で生活している高齢者で経済的に困窮している、あるいは経済的余裕がない場合は、成年後見制度を活用して高齢者自身が権利を擁護することが困難な状況に置かれている。それ故に判断能力が低下した高齢者の成年後見制度を活用した契約、権利擁護は、残念ながらあまり進んでいないのが現状である。また、家族などの親族がいる高齢者の場合においても預貯金などの財産を管理して欲しくはないが、これまでの歴史や関係性から高齢者本人の意向とは異なり依頼せざるを得ない場合もある。また、社会福祉法において福祉サービス事業者は、苦情解決窓口を設置することとなっている。苦情解決責任者や担当者はサービス事業者内の職員であり、施設を利用している高齢者が必ずしも容易に苦情を表明することができる環境ではないであろう。

また、高齢者虐待は高齢者自身の支援者からの行為が、虐待に該当するか否かを判断することが困難な場合も多い。特に認知症高齢者や言語による意思疎通が困難な高齢者は、支援者の行為に身を委ねることしかできない。しかし、施設という閉鎖的空間では、組織として行う支援内容の客観性(第三者性)が担保しづらい環境となっている。また、職員間における虐待を含む高齢者への権利侵害の場面に遭遇した場合、組織内での解決が優先されることが多く、高齢者の生命の危機に直面しない限り(あるいは死に至ってから)表面化しにくい構造となっている。高齢者福祉施設に入所している高齢者は法制度としての権利擁護システムが構築されているものの、権利擁護がなされているとは言い難い状況に置かれているといえよう。

(3) 高齢者ケア、支援の担い手（社会福祉専門職、医療職）

高齢者福祉施設には、生活相談員、看護職員、介護職員などが従事している。特に介護職員の人員が少ないことが指摘され、離職率も高い現状がある。しかし、新規に介護老人福祉施設へ入所する高齢者は、要介護度が高い、緊急性が高いなどの高齢者から順に入所することができる。特に介護老人福祉施設では、入所している高齢者の平均介護度が要介護4以上の場合もある。介護職員はこれまで以上により高度で専門的な支援を必要としている高齢者への介護を行っている現状がある。

一方で、高齢者福祉施設に従事する介護職員への身体的、精神的負担は増加しているが、人員配置や待遇などの面では不十分と言わざるを得ない状況にある。看護職員においても高度な医療的管理を必要とする高齢者の増加、ターミナルケアなど終末期ケアの担い手としての役割が求められている。また、生活相談員はショートステイを含む入退所の対応、多種多様な連絡調整など、より多くの複雑で多様な対応が求められている。

いかなる状況に置かれていたとしても専門職として支援を必要としている高齢者と関わる際には、専門的な知識と技術、とりわけ権利擁護の視点では高い倫理観が求められる。しかしながら、専門職における価値・倫理は、専門職の職能団体ごとに規定されているものの、この規定に反した場合の処分等については必ずしも明確に規定されているとはいえない。

(4) 社会福祉専門職養成

社会福祉士、介護福祉士養成では、社会福

祉専門職に求められる知識、技術、価値・倫理を教育している。社会福祉士養成教育のカリキュラムでは、旧カリキュラムの「法学」から現在のカリキュラムでは「権利擁護と成年後見制度」へと名称と内容を変更した。平田¹¹⁾は「権利擁護と成年後見制度」の科目内容について、「ソーシャルワークの過程で出会う重要な問題点について、法律的な枠組みを大づかみにするとともに、具体的な問題への対応方法を具体的な事例を通じて把握するという方式になっているように思われる」と指摘している。さらに、平田¹²⁾は、「現在のカリキュラムでは、権利擁護制度＝成年後見制度であるかのような科目名となっている」と指摘している。

また、新カリキュラムにおける相談援助演習においても高齢者虐待、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスの事例を取り扱うこととなった。その背景には、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しの中で、以下に示す内容を新たな教育カリキュラムとして大きく2点指摘している。

1. 社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、以下に示す3点が求められている。

- ①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- ②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することの

できない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割

- ③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割等を適切に果たしていくことが求められている。

2. 今後の社会福祉士の養成課程においては、これらの役割を国民の福祉ニーズに応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められている。具体的には、以下に示す2点である。

- ①福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
- ②虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識

このように社会福祉専門職のひとつである社会福祉士養成教育においてもクライアントの権利擁護に焦点をあてた教育が行われている。高齢者支援の担い手である社会福祉専門職は、支援が必要な高齢者にとって身近にいる最も頼れる存在であろう。しかし、同時に社会福祉専門職は支援を必要とする高齢者にとって、権利を侵害しうる最も身近な存在であるとも言える。

4. 考 察

(1) 法制度、システム上の課題

本来、成年後見制度は、精神上もしくは身体上の理由により、自己決定が減退もしくは

喪失し、あるいは合理的な意思決定ができない人々のために、意思決定を補完・代行する制度である。また、高齢者の権利擁護は、法制度やシステムが構築されることが重要不可欠である。しかしながら、法制度やシステムの構築は、必ずしも高齢者の権利擁護を保障するものではない。

高齢者の権利擁護の担い手である専門職は、専門職としての専門性と高い倫理観に基づく実践が求められる。高齢者の権利擁護に関していかに優れた法制度やシステムが構築されたとしても、担い手である専門職が権利を侵害しうる存在であることを認識して関わるのが肝要である。鎌田¹³は専門家責任として、「依頼者は、専門化が高度に専門的な知識と技能を有するが故に自己の事務の処理を専門家に任せるのだから、専門家は依頼者の信頼に応えるだけの質の高い仕事をする職責を負っていると言うことができ、加えて、専門性が高くなればなるほど依頼者には適切な判断をする能力が欠ける」と指摘している。

鎌田の指摘は、権利擁護に関する法制度やシステムを整備することに加え、専門職としてのあり方や依頼者との関係性について重要な意味を持っている。さらに権利擁護の担い手である専門職が専門職としての高い専門性を有し、社会一般から専門職として社会福祉専門職が判断されていることが重要であると言える。つまり、高齢者の権利擁護の法制度やシステムの整備と専門職の専門性を有する人材確保は、高齢者の権利擁護を実践していくために双方が連動して取り組むべき喫緊の課題である。

さらに高齢者の権利擁護に関する法制度やシステムは、高齢者福祉施設に入所している

高齢者より地域で生活している高齢者に焦点があたっていると思われる。高齢者福祉施設に入所している高齢者は、専門職の支援を受けているので権利侵害は生じないという性善説に沿った概念が根底にあるのかもしれない。また、一般的に施設での社会福祉実践は、これまで行政の措置に基づき収容するという概念からスタートした歴史的経緯がある。また、施設の構造上の課題として高齢者に限らず施設内で生じる利用者への権利侵害は、外部や職員以外の第三者からは見えにくく透明性が担保されにくい点を指摘することができる。

施設に入所している高齢者に特化した法制度やシステムを構築しなければ、高齢者福祉施設の利用者は権利を擁護することができない。また、第三者としてのオンブズマンや外部評価を担当する担い手の養成と人材確保も課題となる。また、高齢者福祉施設内でのコンプライアンスへの取り組みとともに、日々の実践を監視するシステムの構築も課題であると言える。高齢者施設における実践の透明性が、高齢者の権利擁護につながると考えられる。

(2) 高齢者ケア、支援における構造上の課題

高齢者ケア、支援における構造上の問題を検討したい。高齢者福祉施設内で実践している日々の高齢者への支援は、施設内の職員が担い手となり完結している。とりわけミクロ的な実践である介護はプライバシーの問題もあり、職員であったとしても職員個々の介護場面の状況は把握しにくい。また、職員による不適切な関わりがあったとしても、言語によるコミュニケーションが高齢者にとって、その状況を伝えることが困難な場合も少なく

ない。つまり、施設内で行われる高齢者ケアの不適切な実践は、職員間では発見されにくいことを意味している。また、仮に職員による不適切な関わりを発見できたとしても、施設内での内部告発および問題解決は、個々の施設組織の判断に委ねられることとなる。さらに家族が不適切な関わりと思われる状況が発見した場合においても、日々の支援を必要としている高齢者の行き場がなくなってしまう可能性があるため躊躇せざるを得ない。

施設内の職員間における相互批判や監視システムを構築するためには、第三者制の担保が必要不可欠であろう。しかしながら、相互批判や監視システムの構築は、職員間の人間関係の破綻に繋がる可能性も含んでいると言えよう。いわゆる「風通しのよい施設」を目指すことが、高齢者福祉施設における権利擁護に繋がる第一歩と捉えることができる。高齢者施設で実習をしている実習生が職員の行っている実践に疑問を抱き、時としてディレンマとなり担当教員およびスーパーバイザーに投げかけられることがある。このような場面では、実習生の第三者性が発揮され高齢者と職員との関係性や実践の様子から疑問を抱くこととなる。つまり、第三者がある一定程度の時間を高齢者福祉施設で共に過ごしてみなければ、日々の実践に対して疑問を抱くことやディレンマを感じることはできないかもしれない。日々の実践に対する自己評価、第三者性が担保される外部評価、施設内での権利擁護システムの構築は、高齢者の権利擁護を行っていくために最低限構築しなければならない必要なシステムと言える。

(3) 社会福祉専門職養成の課題

高齢者福祉の担い手である社会福祉専門職養成において人権を理解するための教育は、専門職を養成するうえで重要である。例えば、本稿では社会福祉士養成において「権利擁護と成年後見制度」「相談援助演習」を取り上げ、その内容における現状と課題を概観してきた。一般的に専門職には、専門的な知識、技術、価値・倫理が求められる。専門職に求められる知識、技術の理解度および習熟度は、客観的に評価しやすい。しかし、専門職に求められる価値・倫理に関しては、知識、技術と比較して評価の客観性を担保するのは容易ではない。

社会福祉専門職が専門職として社会的に認知され、且つ実践が評価されるためには、人を支援するプロフェッショナルな人材として身につけておくべき価値・倫理は他の専門職以上に重要となる。その理由は他の専門職とは異なり、人の生活を支援する専門職であることに起因している。とりわけ社会福祉の専門とする「生活」は「医療」とは異なり、人の命には直結しない。しかしながら、「生活」は私達の日常の中で日々営まれる、極めて重要な要素である。特別な何かではなく、ごく普通の日常の中で、いかに自分らしい生活ができるか。このことこそが、福祉の支援において重要な概念である。

特に学生に対し社会福祉専門職に求められる価値・倫理を教授する際には、これまで学生個々が培ってきた人生経験に基づく価値観と社会福祉専門職に求められる価値・倫理の相違点の整理が必要となる。学生自身の自己理解と人間性を豊かにするような感性に働きかけをする教育があってこそ、社会福祉専門

職に求められる価値・倫理を修得することができる。社会福祉専門職を養成するためには法律上規定している資格の養成教育だけではなく、導入教育と人間性を豊かにする感性を磨く教育、資格養成科目以外の教養と人間性を身につけられる教育カリキュラムの相互作用によって養成することが重要であると考えられる。

5. 結 論

高齢者福祉施設における高齢者の権利擁護のためには、以下の3点が重要であると考えられた。

- ① 高齢者福祉施設の現状に即した法制度や権利擁護システムの構築
- ② 自己評価、第三者による外部評価、施設実践の透明性の確保
- ③ 高齢者福祉の担い手である社会福祉専門職養成における権利擁護と専門職に求められる価値・倫理に関する教育の充実および人間性の成長に働きかけができる専門職養成カリキュラムの構築

6. おわりに

本稿では高齢者の権利擁護に関して、法制度と権利擁護システム、高齢者ケアおよび支援の構造上の問題、高齢者支援の人材に焦点をあて論じてきた。本稿の限界として法制度やシステムの課題について整理することができなかった。また、文献研究であったため、各高齢者福祉施設の権利擁護に対する取り組みや実践を明らかにするには限界があった。今後の課題として高齢者福祉施設における権利擁護の取り組みを調査し、施設内（組織内）の権利擁護システムの構築および取り組みに

ついて研究を深めたい。

引用文献

- 1 李相済 (2002) : 「社会福祉施設における高齢者虐待についての一考察 - 職員配置基準に焦点をあてつつ -」、『立命館産業社会論集』第37巻第4号、221-239
- 2 伊藤周平 (2008) : 『介護保険法と権利保障』、法律文化社、192
- 3 福田幸夫 (2008) : 「福祉施設利用者の権利擁護の実際 ~ サービス評価と権利擁護の課題 ~」、『筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要』3、161-172
- 4 福田幸夫 (1998) : 「高齢者の福祉サービスにおける権利擁護のあり方について - 成年後見制度導入に関する検討 -」、『日本赤十字秋田短期大学紀要』2、1-8
- 5 菱沼幹男 (2007) : 「権利擁護システムとしての施設運営方オンブズマンの役割」、『文京学院大学人間学部研究紀要』vol.9、No.1、151-161
- 6 前掲6
- 7 井上陸雄 (2000) : 「福祉サービスにおける自己決定権の保障 - 権利擁護と利用契約制度との視点から -」、『近畿福祉大学紀要』vol.7 (2)、123-133
- 8 八巻正治 (2010) : 「人間のための福祉支援実践論研究 - アオテアロア/ニュージーランドにおける権利擁護システムの分析 -」、『尚絅学院大学紀要』(59)、83-93
- 9 大野拓哉 (2004) : 「『権利擁護』の批判的検討 - 誰が・誰のために・何を -」、『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』第4号、26-38
- 10 大野拓哉 (2008) : 「『権利擁護』と『部

分社会』の法理 - 『権利擁護』から『権利』の『擁護』への試論の一考察」、『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』第8号、1-10

- 11 平田厚 (2012) : 『権利擁護と福祉実践活動 - 概念と制度を問い直す』、明石書店、26-27
- 12 前掲11
- 13 山田卓生編集代表 (1997) : 『新・現代損害賠償法講座第3巻』、日本評論社、299

参考文献

- 井上牧子他 (2007) : 「精神小題を有する当事者の視点から見た生活レベルでの権利擁護 ~ 精神科医療場面における「権利侵害」の体験 ~」、『目白大学 総合科学研究』3号、59-71
- 大谷悟 (2007) : 「社会福祉サービス利用者の権利擁護に関する一考察 - 高齢者を中心とした契約行為を支える権利擁護システムの構築に向けて -」、『大阪体育大学健康福祉学部研究紀要』4、65-85
- 岡崎利治 (2005) : 「社会福祉士が権利擁護に果たす役割」、『九州保健福祉大学研究紀要』6、19-26
- 大和田猛 (2006) : 「高齢者の生活支援をめぐるケアマネジメントの援助方法をめぐる課題 - 高齢者虐待問題を中心に -」、『青森県立大雑誌』7 (1)、87-104
- 菊地馨実 (2000) : 「介護保険制度と利用者の権利擁護」、『季刊社会保障研究』36 (2)、235-245
- 武市浩之 (2011) : 「北海道における成年後見制度利用支援事業の現状と課題」、『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』第7巻1号、

5-12

- 筒井孝子他（2004）：「地域福祉権利擁護事業における「専門員」の属性および地域における他機関との連携の実態 - 「専門員」の全国調査結果から -」、『日本保健科学学会誌』 7 (3)、175-184
- 橋本勇人（2011）：「医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方（第2報） - 社会福祉士養成課程の課題 -」、『川崎医療短期大学紀要』 31号、57-62
- 原田欣宏（2008）：「福祉サービス契約に対する職員の意識からみえる権利擁護の方向性」、『高崎健康福祉大学紀要』 第7号、47-58
- 久松信夫（2013）：『認知症高齢者ソーシャルワーク ソーシャルワーカーの困難性と対処行動』、相川書房
- 三好明夫（2000）：「介護保険制度の導入と高齢者の権利擁護」、『日本家政学会誌』 vo 51. No.10、987-983

